

EU「炭素国境調整措置」の導入へ

2023年5月

第3号

概要

PwCでは「国際税務ニュースフラッシュ」の2022年第6号¹及び2022年第7号²にて、欧州委員会が2022年3月に可決した「炭素国境調整措置」条例草案(Draft Regulation of the European Parliament and of the Council Establishing A Carbon Border Adjustment Mechanism、以下、「CBAM 条例草案」)及びEUが同年6月にCBAM 条例草案に対して提出したEU「炭素国境調整措置」条例草案修正案(以下、「CBAM 修正案」)³をご紹介しました。これら2つの文書では、CBAM が適用される製品の範囲、炭素関税の対象となる炭素排出範囲、移行期間、EU における現行の炭素排出措置である欧州連合域内排出量取引制度(Emission Trade Scheme、以下、「ETS」)における各業界への無償割当枠(Free Allowance)の廃止プロセス、CBAM の導入及び管理等に対する施行案を提起しています。

欧州議会、欧州連合理事会及び欧州委員会は2023年5月、CBAM に関する最終審議にて合意し、CBAM の最終法的規制である「炭素国境調整措置条例」⁴(Regulation of the European Parliament and of the Council Establishing A Carbon Border Adjustment Mechanism、以下、「CBAM 規制条例」)を確定した上で、2023年10月1日に正式施行とし、欧州委員会の官報にて正式に本文を公布しました。今回の最終規制では、従来のCBAM 条例草案及び修正案の内容を考慮し、議論の余地がある問題について最終調整を行っています。

本稿では、CBAM の最終導入における主な内容及び中国の輸出企業に及ぼす影響について概説します。

詳細内容

CBAM 規制条例の主な内容

2023 年 5 月時点における最終的な CBAM 規制条例の主な内容は以下の通りです。

<p>適用製品範囲</p>	<p>CBAM 規制条例では、適用製品の範囲を電力、セメント、肥料、鉄鋼、アルミニウム及び水素の 6 つの産業に関連する製品と定めており、CBAM 修正案の段階で言及されていた有機化学品、アンモニア及びポリマー製品(プラスチック及びプラスチック製品)は現時点で対象外とする。CBAM 規制条例の付属書 I で定める基準を上回らない製品、旅行時の手荷物として携帯する一定基準を上回らない価値の製品、及び規定に基づき軍事活動に用いる製品は、CBAM の適用範囲外とする。</p> <p>但し、上記の内容について、CBAM の製品範囲が将来的に変化しないことを意味するわけではないことに留意する必要がある。CBAM 規制条例では、欧州委員会が移行期間(2023 年 10 月 1 日～2025 年 12 月 31 日)までに CBAM の製品範囲について検討・評価しなければならないと定めており、相応の改正及び調整を行い、有機化学品ポリマー製品、さらには川下製品までも評価後に適用範囲に組み込まれる可能性がある。2030 年までに EU ETS が網羅している製品の範囲にまで段階的に拡大され、CBAM と EU ETS 製品範囲の統一が最終的に行われることも考えられる。このほか、生産に投入される材料(precursors / input materials)、CBAM 規制条例付属書 I における製品の輸送中及び輸送サービスで生じた炭素排出等も、将来的に CBAM 規制条例の検討範囲となる可能性がある。</p>
<p>炭素関税賦課の炭素排出範囲</p>	<p>CBAM 規制条例では、製品の生産に伴い直接発生する炭素排出、及び一部製品における間接炭素排出(生産過程で使用した購入電力で生じる炭素排出等)を炭素関税の計算範囲に組み込むことを規定している。現在の条例文書で提起されている折衷案によると、EU は 2 点のリスト目録を制定し、その内一方のリスト(CBAM 規制条例の付属書 I)にて、直接排出と間接排出を同時に考慮する必要がある製品を列挙し、もう一方のリスト(CBAM 規制条例の付属書 II)では暫定的に直接排出部分のみを考慮する必要がある製品を列挙している。</p> <p>しかしながら、欧州議会、欧州理事会及び欧州委員会の審議によると、各当事者は移行期間における観察及び評価に基づき、合理的なプログラム設計を通じて、CBAM の範囲に含まれていない間接排出を段階的に含めることを検討する。このようにすることで、一方では移行期間における CBAM の円滑な移行が進められ、他方では CBAM 全体における段階的な整合への助けとなる。</p>
<p>実際の炭素排出量 vs. 既定炭素排出量</p>	<p>輸入業者は輸出国において輸入品 1 トン当たりの実際の炭素排出量を申告し、申告データは EU が認定した認証機関によって認証されなければならない。</p> <p>CBAM 規制条例では、輸出国の生産者が EU の CBAM 登録簿(CBAM Registry)に生産設備を登録し、EU が認可した認証機関に製品 1 トン当たりの実際の炭素排出量の認証を依頼する必要がある。この場合、輸入業者は認証されたデータに基づき輸入製品 1 トン当たりの実際の炭素排出量を直接申告することができる。</p> <p>欧州委員会は規定に従い、輸出国の各製品における 1 トン当たりの既定排出量を公表する。輸入業者が、認証された製品の実際の排出量を把握できない場合、輸入業者は既定炭素排出量を申告する必要がある。</p>
<p>移行期間における規定</p>	<p>CBAM 規制条例では、移行期間を 2023 年 10 月 1 日～2025 年 12 月 31 日と規定しており、最終的に確定した移行期間開始日は、CBAM 修正案よりも数ヶ月後ろ倒しとなり、全体期間も CBAM 修正案で提起された 4 年よりも短い。</p> <p>この 3 年未満の移行期間では、輸入業者に対して各四半期終了後 1 ヶ月以内に、当該四半期の輸入製品の数量、製品 1 トン当たりの実際の炭素排出量(実際の炭素排出量を把握できない場合は既定炭素排出量)、及び輸入製品の輸出国で支払う炭素コスト等の情報のみを報告することを要求されており、炭素関税を実際に支払う必要はない。初回報告時期は、2024 年 1 月 31 日までとなっている。</p>

<p>2026 年に開始される年度報告義務</p>	<p>移行期間の終了後の 2026 年 1 月 1 日より、EU に輸入される製品に対して炭素関税が正式に課される。輸入業者は、毎年 5 月 31 日までに CBAM 登録簿 (CBAM Registry) にて申告義務を履行し、前年度の輸入製品の数量、製品の炭素排出量、提出すべき CBAM 証書数等の情報を開示しなければならない。</p> <p>EU の関係当局は、今後の実施文書において、CBAM 証書に係る賦課数の計算方法を明確化することが期待される。2022 年 6 月に導入された CBAM 修正案の付属書には、計算図 (下図を参照) の記載があるものの、この計算方法が最終版か否かはまだ確定していない。</p> <div style="text-align: center;"> <p>証書の枚数 証書の価格 賦課義務 調整</p> </div>
<p>CBAM 証書</p>	<p>CBAM 規制条例では、CBAM 証書の価格設定、提出、買い戻し及び無効化の規定について、実質的な修正を行っていない。注意すべき点は以下の通り。</p> <p>(1) CBAM 証書の無効化時期の明確化: 欧州委員会は輸入業者の CBAM 口座に保管されている CBAM 証書のうち、前年度購入分を毎年 7 月 1 日に無効化する</p> <p>(2) 争議対応措置の追加: 提出する必要がある CBAM 証書に争議がある場合、委員会は争議金額に対応する CBAM 証書について無効化を一時停止しなければならない。申告者の所在地の主管当局が、欧州委員会に関連する情報を直ちに報告しなければならない。</p>
<p>EU ETS 無償割当枠の段階的廃止</p>	<p>EU は、ETS 無償割当枠の比率を毎年段階的に廃止していく計画であり、2023 年～2025 年の移行期間では、無償割当枠比率を 100%とする。2026 年～2034 年の無償割当枠比率を毎年廃止していき、毎年の廃止比率は 2.5%、5%、10%、22.5%、48.5%、61%、73.5%、86%、100%で、全体の廃止手続は 2034 年に完了する。</p> <p>EU は EU ETS が実施する各段階に対して、カーボンリーケージ (EU 域外への製造拠点の移転や域外からの輸入増加) のリスクが高い業界リストまでも制定しており⁵、リスト上の業界にはより多くの無償割当枠が付与され、これら業界における無償割当枠の段階的廃止過程において、より多くの影響を受ける。</p> <p>CBAM の最終的な目標は、EU ETS と深く結びついた新しい措置として、双方の規定の相互融合及び統一にある。従い、現行の EU ETS における各業界への無償割当枠の廃止案について、CBAM の実施をさらに促進し、世界的なカーボンリーケージに対処することが極めて重要である。</p>

中国及び中国輸出企業に対する影響

主に以下の不確定要素が最終的な CBAM コスト負担額に影響すると考えられます。

- 1) 輸入製品 1 トン当たりの炭素排出量: CBAM 規制条例では製品の実際の炭素排出量について、付属書が規定する計算式に基づき計算するとともに、EU 認証機関による認証が必要であると規定している。CBAM 規制条例の要求に基づき、1 トン当たりの製品の実際の炭素排出量をどのようにして正確に計算し、EU 認証機関に認証されるかは明確に定められていない。認証データがない場合、すべての製品は EU が規定する既定炭素排出量に基づき申告する

必要がある。中国メーカーが生産過程でハイエンドの炭素削減技術を利用して有効な炭素排出効果を得られたとしても、実際の炭素排出量の認証を得られなければ、中国メーカーにとって不利となる。

- 2) 理論上、製品が中国(輸出国)ですでに納付した炭素コストは、計算から控除することができる。しかし、現在の中国における炭素排出権取引市場は、電力業界のみを対象としているため、中国で既に納付し控除可能な炭素コストは限定的とみられる。
- 3) EU ETSにおける1トン当たりの炭素排出価格:関連データに⁶では、2022年の中国全国炭素市場における炭素排出枠(Chinese Emission Allowance、CEA)の取扱総量は50,889,493トン、取扱総額は2,814,004,694.28人民元、平均価格は約55.30人民元/トンである。一方、EU ETSにおける2022年の1トン当たりの炭素排出価格の年間変動幅は58.3~98.01ユーロ/トン(人民元換算約460~777人民元/トン)であり、現在の中国における炭素排出権取引制度の平均価格をはるかに上回っている。これにより、中国輸出メーカーの競争優位性に影響を与え、また大きな負担となる。

CBAMに関連する製品の輸出に携わる中国輸出企業は、自社の炭素排出量を測定し、CBAMコストの計算システムを迅速に構築することを推奨します。具体的には、①法規フレームワークでの炭素排出量(生産プロセスで発生する直接的、間接的排出量を含む)の測定及びそのCBAMコストの評価、及び②炭素排出量を正確に追跡し、炭素管理手続を完備することです。また、正確なデータ収集及び資料保存を行うことで、企業が当局による審査又は抜き打ち検査に直面した場合においても計算データの正確性及び合理性を自ら証明することとなり、CBAM関連法規基準を満たすEU認証機関による認証の取得が可能となります。

このほか、CBAMは現在も研究、適用範囲及び製品分類の継続的な拡張、その影響力の拡大フェーズにあり、企業の焦点が現行規定に基づく既定の範囲に限定されず、網羅的なサプライチェーンの川上・川下におけるその他の製品の事前検討、産業チェーンの適切な調整、自社の比較優位性強化等、より適切な対応策と将来の発展戦略を求めることに積極的に取り組むべきと考えます。また、その属する業界がEU ETSによって網羅される範囲⁷にあるものの、暫定的にCBAMに組み込まれていない企業におかれても、CBAMの今後の発展に注視する必要があると考えます。

まとめ

CBAMの規定については複数回の修正を経てようやく導入プロセスが完了し、炭素集約型産業の炭素排出量のバランスを取るためにEUが設定した代表的な枠組みとなりました。これは、世界の炭素排出権取引、国際貿易、産業アロケーション等に関する新たなルールの確立を推進し、EUの主要貿易相手国にも直接的な影響を及ぼすこととなります。

CBAM規制条例は2023年10月1日より適用が開始され、欧州議会、欧州連合理事会及び欧州委員会を含むEU加盟国、及び個別企業等を含む各方面に一定の移行期間が設けられているものの、新たな課題はすでに目前に迫っています。各関連企業におかれては、移行期間を十分に活用し、リスク及び潜在的な影響を迅速に特定するとともに、規制実施後の状況把握に努めることをお勧めします。PwCでは引き続きCBAMの状況をフォローアップし、弊社の見解を共有いたします。

注釈

1. 「国際税務新知」2022年第6期(中国語原文)
<https://www.pwccn.com/zh/tax/publications/intl-tax-newsflash-apr2022-6.pdf>

2. 「国際税務新知」2022年第7期(中国語原文)
<https://www.pwccn.com/zh/tax/publications/intl-tax-newsflash-jul2022-7.pdf>

3. EU「炭素国境調整措置」条例草案
<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-7226-2022-INIT/en/pdf>

EU「炭素国境調整措置」条例草案(修正案)

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2022-0248_EN.pdf

注:当該修正案において比較している原文は、2021年7月に欧州委員会(EC)が草案した「炭素国境調整措置」条例提案を指す

4. EU「炭素国境調整措置」措置条例
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R0956>

5. 2021年~2030年までの期間においてEU認定のカーボンリーケージが存在する業界リスト

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2019.120.01.0020.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2019%3A120%3AFULL

6. 関連データ出所

<https://www.cneeeex.com/c/2022-12-30/493617.shtml>

<https://www.statista.com/statistics/1322214/carbon-prices-european-union-emission-trading-scheme/>

7. 欧州連合域内排出量取引制度(EU ETS)が現時点でカバーしている範囲

https://climate.ec.europa.eu/eu-action/eu-emissions-trading-system-eu-ets_en

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問などございましたら、下記の **PwC 中国税務・ビジネスコンサルティングチーム** 担当者まで随時ご連絡ください。

黄佳
PwC中国税務主管パートナー
+86 (21) 2323 3029
elton.huang@cn.pwc.com

庄子男
PwC中国税務市場主管パートナー
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

陳志希
PwC 中国北部税務主管パートナー
+86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

任穎麟
PwC中国中部税務主管パートナー
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

李尚義
PwC中国南部及び香港地区税務主管パートナー
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏
PwC 中国南部税務主管パートナー
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

PwC 中国 ESG 税務サービスチーム

原遵華
PwCアジア太平洋地区移転価格
主管パートナー
+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

王鵬
PwC中国国際税務サービス主管パートナー
+86 (10) 6533 3331
kevin.p.wang@cn.pwc.com

袁成飛
PwC中国企業税サービスパートナー
+86 (21) 2323 1546
chengfei.c.yuan@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwccn.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特别行政区、マカオ特别行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は2023年5月30日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国大陸及び香港地区の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国大陸、香港地区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
TEL: +86 (10) 6533 3028
long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト(<http://www.pwccn.com>)または香港地区のウェブサイト(<http://www.pwchk.com>)にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2023 PwC. 普華永道(PwC 中国)の許可なく配布することを禁じます。普華永道(PwC 中国)とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください：www.pwc.com/structure。各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

一锤定音，欧盟“碳边境调节机制 CBAM”最终立法

二零二三年五月
第三期

摘要

我们曾在《国际税务新知》的 2022 年第六期¹和 2022 年第七期²中，介绍了欧盟理事会于 2022 年 3 月通过的“碳边境调节机制”条例草案（Draft Regulation of the European Parliament and of the Council Establishing A Carbon Border Adjustment Mechanism，以下简称“CBAM 条例草案”）与欧盟委员会于同年 6 月针对 CBAM 条例草案提出的欧盟“碳边境调节机制”条例草案（修正案）（以下简称“CBAM 修正案”）的相关内容³。这两份文本对 CBAM 的适用产品范围、计入碳关税的碳排放范畴、过渡期年限、欧盟现行碳排放机制（Emission Trade Scheme, ETS）下针对各行业免费排放配额（Free Allowance）的退出进程、CBAM 的执行与管理等诸多方面提出了施行方案。

2023 年 5 月，欧洲议会、欧盟理事会和欧盟委员会就 CBAM 方案完成了最终协商，对内容达成一致，确定了 CBAM 的最终法律文本——“碳边境调节机制法”⁴（Regulation of the European Parliament and of the Council Establishing A Carbon Border Adjustment Mechanism，以下简称“CBAM 法规条例”），定于 2023 年 10 月 1 日起正式施行，并在欧盟官方公报上发布了正式文本。此次最终立法衡量了之前 CBAM 条例草案与修正案中的内容，对其中颇有争议的问题进行了最终调整与统一。

在本期《国际税务新知》中，我们将为您介绍 CBAM 最终立法中的主要内容以及其对中国相关出口企业可能产生的相关影响，并与您分享我们的观察。

详细内容

CBAM 規制条例的主要内容

2023 年 5 月最终 CBAM 規制条例的主要内容如下：

<p>适用产品范围</p>	<p>CBAM 規制条例将产品适用范围定义为：电力、水泥、化肥、钢铁、铝和氢这六个行业相关产品，暂未涵盖此前 CBAM 修正案中的有机化学品、氨和聚合物产品（即塑料及其制品）。CBAM 規制条例附件一中价值不超过特定标准的产品、旅客行李中携带的不超过特定价值的产品、以及按规定用于军事活动的产品不属于 CBAM 适用范围。</p> <p>但需要注意的是，这并不意味着 CBAM 的产品范围未来不会有变化。CBAM 規制条例明确，欧盟委员会应在过渡期（2023 年 10 月 1 日至 2025 年 12 月 31 日）结束之前就 CBAM 的产品范围进行衡量评估，并作出相应的修改与调整，而有机化学品、聚合物产品、甚至某些下游产品很可能会在评估后纳入适用范围内，于 2030 年之前逐步扩展至欧盟 ETS 覆盖的所有产品范围，从而最终实现 CBAM 与欧盟 ETS 产品范围的统一。此外，与生产相关的投入材料（precursors/input materials）、CBAM 規制条例附件一中产品在运输途中和运输服务中产生的碳排放等也可能在将来 CBAM 規制条例的考量范围内。</p>
<p>计入碳关税的碳排放范畴</p>	<p>出于对过渡期谨慎性与适当性的考量，CBAM 規制条例规定碳关税计算范畴包括生产产品所直接产生的碳排放量，以及部分产品的间接碳排放（即：在生产过程中使用外购电力产生的碳排放）。根据目前立法文件中提出的折中方案，欧盟制定了两份清单目录——其中一份清单（即：CBAM 規制条例附件一）列示了需要同时考虑直接排放与间接排放的产品，另一份清单（即：CBAM 規制条例附件二）则列示了暂时只需要考虑直接排放部分的产品。</p> <p>然而根据欧洲议会、欧盟理事会和欧盟委员会的相关讨论，各方将基于对过渡期内的观察与评估，通过设计合理的方案，考虑将剩下未纳入范畴的间接排放部分也逐步囊括进 CBAM 的碳排放范围内。如此一来，一方面可以确保 CBAM 在过渡期内的平稳过渡，另一方面有助于 CBAM 全链条的逐步完整。</p>
<p>实际碳排放量 vs. 默认碳排放量</p>	<p>进口商应申报每吨进口产品在出口国的实际碳排放量，申报的数据应经过欧盟认可的认证机构的认证。</p> <p>CBAM 規制条例允许出口国生产商在欧盟 CBAM 登记处（CBAM Registry）登记其生产设施，并聘请欧盟认可的认证机构认证其每吨产品的实际碳排放量。这种情况下，进口商可直接按经认证的数据申报每吨进口产品的实际碳排放量。</p> <p>欧盟委员会将按规定发布出口国每种产品每吨的默认碳排放量。若进口商无法取得经认证的产品实际碳排放量，进口商应按默认碳排放量申报。</p>
<p>过渡期规定</p>	<p>CBAM 規制条例中对于过渡期的相关年限规定为 2023 年 10 月 1 日至 2025 年 12 月 31 日，最终确定的过渡期起始日期比 CBAM 修正案往后推迟了数月，且整体时间短于 CBAM 修正案提出的四年。</p> <p>在这不到三年的过渡期内，仅要求进口商在每个季度结束后的一个月內，按季度报告进口产品的数量、相应每吨产品的实际碳排放量（若无法取得实际碳排放量则按默认碳排放量）、以及进口产品应在出口国支付的碳成本（及返还或其他补偿形式所享受的部分）等信息，无需实际支付碳关税。第一次报告时间为 2024 年 1 月 31 日之前。</p>
<p>2026 年开始的年度申报义务</p>	<p>在过渡期结束后，即从 2026 年 1 月 1 日起，正式对进口到欧盟的相关产品征收碳关税。进口商需在每年 5 月 31 日之前通过 CBAM 登记处（CBAM registry）履行申报义务，披露上一年度进口产品的数量、产品的碳排放量、应上缴的 CBAM 证书数量等信息。</p> <p>预计欧盟相关部门将在今后的实施文件中明确 CBAM 证书清缴数量的计算方法。在 2022 年 6 月出台的 CBAM 修正案的附件中曾列出了计算图示（请见下图），但此计算方法是否为最终版本尚未可知。</p>

	证书的数量	证书的价格	清缴义务	调整
CBAM 证书	<p>CBAM 规制条例对 CBAM 证书的定价、上缴、回购与作废的规定并无实质性修改。其中需要注意的包括：</p> <p>(1) 明确 CBAM 证书作废时间：欧盟委员会将在每年 7 月 1 日作废进口商 CBAM 账户中留存的早于上一公历年度购买的 CBAM 证书；</p> <p>(2) 新增争议处理机制：如果对需要上缴的 CBAM 证书数量有争议，委员会应暂停作废与争议金额相对应的 CBAM 证书。申报人所在成员国的主管当局应立即向欧盟委员会汇报相关信息。</p>			
欧盟 ETS 免费排放配额逐年递减	<p>欧盟计划逐年递减 ETS 免费排放配额比例，即：在 2023 年至 2025 年的过渡期内，免费排放配额比例为 100%；2026 年至 2034 年的免费排放配额比例将逐年减少，每年的取消比例为 2.5%、5%、10%、22.5%、48.5%、61%、73.5%、86%、100%，整个退出进程将在 2034 年完成。</p> <p>欧盟针对欧盟 ETS 实施的不同阶段，都制定了存在高碳泄漏风险的行业名单⁵，名单上的行业被赋予了更多的免费排放配额，这些行业在免费排放配额逐步取消的进程中，将相对受到更大的影响。</p> <p>CBAM 作为与欧盟 ETS 深度捆绑的新机制，其最终目标是实现两者间各方面规定的相互融合与统一。因此，确定欧盟现行 ETS 下针对各行业免费排放配额的退出方案，对于进一步推动 CBAM 更快落地、以及有效应对全球“碳泄漏”行为极其关键。</p>			

对中国及中国出口企业的影响

从 CBAM 证书清缴数量的计算公式可看出，以下主要变量会影响最终 CBAM 成本负担：

- 1) 每吨进口产品的碳排放量。CBAM 规制条例规定产品的实际碳排放量需要按照法案附件四规定的公式计算，并经过欧盟认证机构的认证。如何按照 CBAM 规制条例的要求准确核算每吨产品的实际碳排放量并获得欧盟认证机构的认证尚未可知。若缺乏经认证的数据，所有产品须按欧盟规定的默认碳排放量申报。如果中国的生产商在生产过程中利用了高端的减排技术达到高效减排效果，但无法获得实际碳排放量的认证，将尤为不利。
- 2) 理论上，产品在中国（即出口国）已经缴纳的碳成本可在计算中扣除。然而，中国目前的碳排放交易市场仅覆盖电力行业。因此，目前来看可扣除的在中国已缴纳的碳成本有限。
- 3) 欧盟 ETS 下每吨碳排放的价格。根据相关数据显示⁶，2022 年中国全国碳市场碳排放配额（CEA）总成交量 50,889,493 吨，总成交额 2,814,004,694.28 元人民币，成交均价约为 55.30 元人民币/吨。而欧盟 ETS 2022 年每吨碳排放价格的全年浮动幅度为 58.3~98.01 欧元/吨，远高于中国目前碳排放交易体系下的均价。这将影响中国出口商的竞争优势，成为其较大的负担。

对于涉及出口 CBAM 相关行业产品的中国出口企业而言，建议尽快建立、健全自身碳排放核算体系，一是可用于计量法规框架下的碳排放量（包括生产环节的直接与间接排放量）和评估其 CBAM 成本；二是可以精确跟踪其碳足迹，完善其碳管理程序。而通过准确的数据归集与资料留档，也有利于企业在面对相关部门的审核或抽查时，能自证企业核算数据的准确性与合理性，以符合 CBAM 相关法规标准，并得到欧盟相关认证机构的认证。

此外，CBAM 仍处在不断探索、不断延伸适用范围与产品品类、不断开拓其影响面的阶段，相关企业的着眼点不可仅局限于现行规定下的既定范围，更应积极致力于寻求更为适合的应对方案与未来发展战略，包括提前考虑与企业完整供应链上下游的其他相关产品，适当调整产业链布局，来巩固自身比较优势。CBAM 作为欧盟 ETS 的衍生政策，其适用范围理论上不

会超出欧盟 ETS 的涵盖范围⁷。针对所属行业落在欧盟 ETS 涵盖范围、但暂不属于 CBAM 范畴的企业，仍需要格外关注 CBAM 的后续发展；而从事非欧盟 ETS 覆盖行业的企业目前则不必过分忧虑。

注意要点

针对 CBAM 的内容我们已做了多次分享，而 CBAM 的相关规定在经过多次修订后终于完成立法进程，成为欧盟为平衡碳密集型生产行业碳排放所设定的标志性工具。这无形中推动了全球的碳排放交易、国际贸易、产业布局等方面新规则的建立，同时也将对欧盟的主要贸易伙伴产生直接影响。

虽然 CBAM 规制条例将在 2023 年 10 月 1 日开始执行，给予了包括欧洲议会、欧盟理事会和欧盟委员会，欧盟各成员国，以及相关的个体企业等在内的各方一定的缓冲时间，但新挑战已然迫在眉睫。我们提醒各相关企业充分利用好法规实施过渡期，把握立法的后续走向，以迅速识别风险点与潜在影响，重塑自身竞争优势。普华永道也将持续跟进 CBAM 的后续发展，分享我们的观察和建议。

注释

1. 《国际税务新知》2022 年第六期
<https://www.pwccn.com/zh/tax/publications/intl-tax-newsflash-apr2022-6.pdf>
2. 《国际税务新知》2022 年第七期
<https://www.pwccn.com/zh/tax/publications/intl-tax-newsflash-jul2022-7.pdf>
3. 欧盟“碳边境调节机制”条例草案
<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-7226-2022-INIT/en/pdf>

欧盟“碳边境调节机制”条例草案（修正案）
https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2022-0248_EN.pdf
注：该修正案所对比的原文件为 2021 年 7 月欧盟委员会草拟的“碳边境调节机制”条例提案
4. 欧盟“碳边境调节机制”法案
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R0956>
5. 2021 年至 2030 年期间欧盟认定的存在碳泄漏风险的行业清单
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2019.120.01.0020.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2019%3A120%3AFULL
6. 相关数据来源
<https://www.cneeeex.com/c/2022-12-30/493617.shtml>
<https://www.statista.com/statistics/1322214/carbon-prices-european-union-emission-trading-scheme/>
7. 欧盟 ETS 目前涵盖范围
https://climate.ec.europa.eu/eu-action/eu-emissions-trading-system-eu-ets_en

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道税务及商务咨询团队**：

黄佳
普华永道中国税务主管合伙人
+86 (21) 2323 3029
elton.huang@cn.pwc.com

庄子男
普华永道中国税务市场主管合伙人
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

陈志希
普华永道中国北部税务主管合伙人
+86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

任颖麟
普华永道中国中部税务主管合伙人
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

李尚义
普华永道中国南部及香港地区税务主管合伙人
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏
普华永道中国南部税务主管合伙人
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

普华永道中国 ESG 税务服务团队

原遵华
普华永道亚太区转让定价主管合伙人
+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

王鹏
普华永道中国国际税务服务主管合伙人
+86 (10) 6533 3331
kevin.p.wang@cn.pwc.com

袁成飞
普华永道中国企业税服务合伙人
+86 (21) 2323 1546
chengfei.c.yuan@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2023年4月18日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2023 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。